

2011年度日中食品安全協力行動計画

2010年5月31日に署名を行った「日中食品安全推進イニシアチブに関する日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局との覚書」（以下、「覚書」という。）に基づき、日本国厚生労働省と中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局（以下、「双方」という。）は2011年度行動計画を次のとおり策定する。

1. 食品安全情報交換に関する連絡窓口の変更

日本側の連絡窓口は日本国厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室
に変更し、中国側の連絡窓口は、従来通り、中華人民共和国国家質量監督検閲検疫総局輸出入食品安全局食品安全二処
とする。

（注：個人情報を含む部分については空白としています。）

2. 実務者レベル協議の開催

2011年11月から2012年4月は中国において、2012年5月から2012年10月は日本において、実務者レベル協議を開催する。実務者レベル協議では、本計画3. に示す双方の具体的な関心事項について協議を行う。

3. 解決を促進すべき双方の具体的な関心事項

(1) 中国側関心事項

- ① 対日輸出中国産調理ハウレンソウの輸入自粛解除の問題
- ② 対日輸出冷凍ほうれんそう生産企業の追加問題
- ③ 食品安全情報に関する協力交流の更なる強化の問題
- ④ 対日輸出中国産食品の一部に対する命令検査の解除問題
- ⑤ 日本の放射性物質汚染に関する最新情報の通報
- ⑥ 対日輸出家禽肉加工品のフラン類薬物に対する命令検査の解除問題
- ⑦ 中国産ヤマモモ及びその加工品の対日輸出問題

(2) 日本側関心事項

- ① 中国産アスパラガスの農薬（アトリン）に関する残留基準違反の問題
- ② 中国産落花生のカビ毒（アフラトキシン）付着に関する違反の問題
- ③ 中国産冷凍食品の微生物（細菌数、E.Coli、大腸菌群）に関する基準違反の問題
- ④ 中国産豚肉の動物用医薬品（クレブテロール）に関する基準違反の問題
- ⑤ 中国産ねぎの農薬（アルジカルブ・スルフォキト）に関する残留基準違反の問題
- ⑥ 中国産器具、容器包装及びおもちゃ（乳幼児用）の規格基準違反の問題
- ⑦ 遼寧省の二枚貝の麻痺性貝毒汚染の問題
- ⑧ 対中輸出水産食品の衛生証明書発給機関の追加

以上の具体的な関心事項について、円滑な改善推進のため、双方は事前に事務レベルで協議を行い、必要に応じセミナー開催及び情報交換を行う。

4. 現地調査の実施

上述の具体的な問題の進展状況を確認するため、外交ルートを通じて相手国政府からの同意が得られることを前提に、相手側の関連施設において現地調査を実施する。

5. 行動計画の実施期間

本行動計画は、2011年11月12日から、覚書に基づいて開催される次回の閣僚級会議までの期間実施される。

以 上